

登録電気工事業者 登録事項等変更届出手続について

登録電気工事業者は、登録申請時の届出事項に変更を生じたときは、その旨を登録した都道府県知事に届け出なければなりません。

登録事項等の変更手続きに関しては、変更届出書以外にその変更内容によって提出していただく書類が異なります。

詳しくは、下記までお問い合わせください。

1 必要な書類

(1) 様式第22号 登録事項等変更届出書

手数料が必要となる届出については、届出書上部にある納付済証貼付欄に納付済証を貼付してください。

(2) 添付書類

※) 変更内容により、提出していただく書類が異なりますので、下記までお問い合わせください。

2 手数料 2,200円(変更内容により、手数料が必要な場合があります。)

注) 手数料が必要な変更内容は、次のとおりです。

- ア 住所(住居表示の変更は除く。)
- イ 氏名又は名称
- ウ 電気工事の種類

3 手数料納付方法(令和8年10月以降)

- ・手数料収納窓口にて、申請書左上にあるQRコード、または山口県手数料納付連絡票に記載されたQRコードを提示し、手数料をお支払いください。
- ・手数料支払い後発行される「納付済証」を申請書の納付済証貼付欄に貼付してください。

(注1) 納付済証は再発行できません。紛失されないよう十分ご注意ください。

(注2) 令和8年9月末までに購入された山口県収入証紙は、令和9年3月末日まで手数料の納付に使用できます。収入証紙につきましても、申請書左上「納付済証貼付欄」に貼付してください。

4 受付期間 随時

5 提出先

〒753-8501 山口市滝町1番1号 山口県 産業労働部 産業政策課 産業資源班 TEL:(083)933-3155 Mail:a16100@pref.yamaguchi.lg.jp
--